

パーソナルトレーニング規約

第1条（定義）

1. 本規約は、布留クリニック（以下「当クリニック」とする）が会員及びトレーニングビジター（以下「ビジター」）に対して提供するパーソナルトレーニングの提供条件を定めるものです。
2. 本規約は、当クリニックが運営する布留メディカルフィットネス（以下「本施設」とする）の会員及びビジターが、パーソナルトレーニングを利用するにあたり適用されます。本規約に定めのない事項については、本施設の会員規約（以下「会員規約」といいます。）を適用するものとします。なお、本規約に会員規約と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。
3. パーソナルトレーニングは、一定期間継続して実施するプログラムと一回のみで終了するプログラムがあり、会員及びビジターは本規約の定めに従って、申込や指導の予約手続き等を行うものとします。
4. 本規約において、パーソナルトレーニングとは、インストラクター（パーソナルトレーナー）が行う運動やストレッチ、カウンセリング、測定等の個別指導もしくは少人数グループ指導と定義します。

第2条（契約の成立）

1. 当クリニックと会員及びビジターとの個別のパーソナルトレーニング契約（以下「個別契約」という）は、契約ごとに当社が定めるトレーニング内容、期間、頻度、回数、金額等を記載した「パーソナルトレーニング申込書」（以下「申込書」といいます。）に会員が所定の事項を記入して提出し、当該申込を当クリニックが承諾したときに成立するものとします。
2. パーソナルトレーニングをお申込みの会員及びビジターの健康状態に変化があった場合（大きな病気にかかった等）、再度健康チェックリストの提出が必要となります。その場合は、必ず本施設スタッフにお声掛けいただくものとします。

第3条（料金支払）

会員及びビジターは、当クリニックが別に定めたパーソナルトレーニング料金を、当クリニックが別に定めた支払方法で、個別契約の成立時に支払うものとします。なお、ビジターは当クリニックが別に定めたビジター料を施設利用毎に支払うものとします。

第4条（トレーニング実施日決定およびキャンセル方法）

1. 会員及びビジターがパーソナルトレーニングの実施を希望する場合、原則としてトレーニング実施希望日の1日前までに手続きを行い、当クリニックの承認を得た上で実施日を決定するものとします。
2. 会員及びビジターが、前項に従い決定したパーソナルトレーニング予約をキャンセルする場合、トレーニング実施日前日（前日が休業日の場合は直前の営業日）の18時まで（営業時間が20時までの場合）、もしくは午前11時（営業時間が12時30分までの場合）までに、本施設受付にキャンセルの連絡をするものとします。会員が当該受付時間を過ぎてからキャンセルをする場合、個別契約で定めたトレーニング1回分を実施したものと取り扱います。ただし、当クリニックの都合、及び天災により、プログラムの実施が出来なかった場合はこれにあたりません。

第5条（プログラム料金の不返還）

当クリニックと会員及びビジターとの間で個別契約が成立した後は、当クリニックの責に帰すべき事由がある場合を除き、当クリニックは会員及びビジターから支払われたプログラム料金を返還いたしません。

第6条（指導期間および内容）

1. 会員及びビジターは、パーソナルトレーニングが特定の期間内に行なうことで効果が期待できるものであることを認識し、申込書に定めた実施期間内に、指定された頻度で実施するものとします。
2. 当クリニックの責に帰すべき事由により、会員及びビジターがパーソナルトレーニング終了日までに予定していた回数が実施できなかった場合、個別契約期間終了日から1週間以内に限り、予定していた回

数に達するまでパーソナルトレーニングを継続して実施できるものとします。個別契約期間終了日から1週間を超過した時点で未消化のパーソナルトレーニングが残存する場合であっても完了したものとし、会員及びビジターは当該未消化のパーソナルトレーニングを予約することはできません。

3. 本施設の混雑状況やパーソナルトレーニング実施内容により、当クリニックから案内する1回あたりの実施時間が前後する場合があります。
4. ビジターがパーソナルトレーニングを行う場合、本施設へのチェックインはパーソナルトレーニング予約時間の30分前以降、チェックアウトはパーソナルトレーニング終了後30分までとなります。
5. ビジターがパーソナルトレーニングを行う場合、パーソナルトレーニング実施目的以外での施設利用は出来ません。
6. パーソナルトレーニングを実施する際、インストラクター（パーソナルトレーナー）が身体に触れて指導を実施することがあります。
7. 会員及びビジターは、パーソナルトレーニングが、医療行為及び医業類似行為とは異なること、当クリニックの提供するサービスは体力向上やコンディション（調子）を整える指導やアドバイス、または情報提供に留まることを理解したうえで契約するものとします。

第7条（指導の実施場所）

トレーニングを実施する場所は、本施設のみであり、他の施設や場所では実施できません。

第8条（チェックリストの提出およびコンディションの申告）

1. 会員及びビジターは、パーソナルトレーニング申込時に当クリニックに対し提出した、当クリニック指定のチェックリストの内容が事実と反しないことを保証するものとし、トレーニング実施日当日のコンディションを当クリニックに申告するものとします。
2. 当クリニックは、会員及びビジターの申告に基づき、当日のトレーニングを実施するか決めるものとします。また、当クリニックは、トレーニング中、会員及びビジターが体調不良と認められる場合、トレーニングを中止する場合があります。
3. チェックリストに記載のない事由または当クリニックに申告しなかった事由によって、会員及びビジターに発生した傷害等については、当クリニックは一切責任を負わないものとします。
4. 会員及びビジターは、トレーニング中、身体に痛みや何らかの違和感を感じる運動や動きがある場合は、速やかに担当インストラクター（パーソナルトレーナー）に伝えるものとします。

第9条（トレーニング中の事故等の免責）

会員及びビジターは、細心の注意を払ってトレーニング指導を受けるものとし、トレーニング実施中に会員の不注意により発生した事故及び怪我について、当クリニックは一切責任を負わないものとします。

第10条（諸規則の遵守）

会員及びビジターは、トレーニング指導を受けるにあたり、本規約、会員会則および施設内諸規則を遵守し、当クリニックスタッフの指示に従うものとします。

第11条（本プログラムの中止、解約）

当クリニックは、会員及びビジターが本規約に違反し、または本施設の会員として会則に違反する行動をとられた場合は、トレーニング指導を中止し、また以降のトレーニング指導を行わず、あるいは直ちに個別契約を解約することができます。その場合でも、当クリニックは会員に対し、プログラム料金を返還いたしません。

第12条（会員の損害賠償責任）

会員及びビジターがトレーニング中、会員の責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えたときは、会員及びビジターが当該損害を賠償する責を負うものとします。

第13条（会員の管理および利用目的）

1. 当クリニックは、パーソナルトレーニングの提供に関して取得する会員及びビジターの個人情報を、当クリニックが別途定める「個人情報保護規定」に従って管理します。
2. プログラム実施期間中に記録した測定値などの内容は、当クリニック内でのプログラム効果実証や個人が特定できない範囲でのデータ公開に使用することがあります。

第 14 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 当クリニックは、本規約に基づいて会員及びビジターが負担すべき諸費用およびパーソナルトレーニングの内容について、当クリニックが必要と判断したときは、これらを変更することができます。
2. 当クリニックは、前項に定める諸費用およびパーソナルトレーニング内容を変更するときは、2 週間前までに会員にこれを告知するものとします。

第 15 条（規約の改定）

本規約の改定および変更は、当クリニックにより為されるものとし、その効力は、当該改定および変更時にパーソナルトレーニングの契約をしている全ての会員におよぶものとします。本規約における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載することとします。

医療法人社団布留クリニック
布留メディカルフィットネス
2021年3月1日制定